

税務課からのお知らせ

固定資産税・軽自動車税に係る手続き

問税務課 ☎(57)4123

固定資産税および軽自動車税に関する手続きについて、お問合せの多い内容をまとめましたので参考にしてください。詳細については、税務課まで直接お問合せください。

①固定資産税

〈固定資産の所有者が亡くなった場合〉

登記されている固定資産(土地、家屋)の所有者が亡くなった場合、法務局にて相続登記の手続きが必要となります。登記については、宇都宮地方法務局小山出張所(☎0285(22)0361)までお問合せください。

また、所有者が亡くなった翌年の1月1日までに相続登記の届出が困難な場合は、『相続人代表者(兼現所有者)指定届』を税務課へ提出してください。

〈固定資産の所有者が海外転出される場合〉

海外転勤などにより、固定資産税関係書類を受領できない場合、『納税管理人申告書』を町税務課へ提出してください。申告書提出後の賦課徴収および還付に関する書類を納税管理人のもとに送付します。

〈償却資産の申告について〉

町内に事業用の償却資産を所有している個人・法人は、毎年1月1日現在の所有状況を1月31日までに、町へ申告することが義務付けられています。申告書の様式は町HPまたは税務課でも配布しています。

主な償却資産の具体例は下表のとおりです。

構築物	ビニールハウス、広告塔、駐車場舗装、屋外配管、フェンス、ブロック塀、テント倉庫など
機械および装置	農機具、製造設備、建設機械、印刷機械、太陽光発電装置など
船舶・航空機	モーターボート、グライダー、ヘリコプターなど
車両および運搬具	フォークリフト、大型特殊自動車など
工具・器具および備品	冷蔵庫、パソコン、コピー機など

※電力会社へ売電を行っている太陽光発電装置は、申告の対象となります。(家屋と一体で評価されているものや、売電を行っていないものは除く)

※現在、使用していなくても使用可能な償却資産は申告の対象となります。

※無形固定資産、自動車税または軽自動車税の対象資産は申告の対象外です。

〈未登記家屋について〉

未登記家屋を新築または増改築した場合や、売買などの事由により所有者に変更があった場合は、『未登記家屋届出書』を町税務課へ提出してください。

〈家屋の滅失について〉

毎年1月1日以降に家屋の全部または一部を取り壊した場合、その部分にかかる固定資産税は翌年度から課税されるので、お早めに税務課までご連絡ください。担当職員が現地調査に伺います。

なお、滅失登記済みの場合や建替後の家屋調査の際に申し出をされた場合、ご連絡は不要です。

②軽自動車税

〈軽自動車の所有者が亡くなった場合〉

亡くなった方の名義の車両については、下記窓口にて、速やかに名義変更や廃車などの手続きをお願いします。名義が亡くなった方のままの場合、法定相続人の方に納税通知書を送付させていただくことがございますので、ご了承ください。

車の種類	届出場所	連絡先
原付(特定小型含む)、小型特殊自動車	野木町役場 総合政策部 税務課 資産税係	☎(57)4123
軽自動車(三輪・四輪)	軽自動車検査協会 栃木事務所 佐野支所	☎050(3816)3108
125cc超のバイク	関東運輸局 栃木運輸支局 佐野自動車検査登録事務所	☎050(5540)2020

〈125cc超のバイクの税止めについて〉

所有車両の名義変更や廃車手続き後、税止めの申告をしていないと翌年度以降も旧所有者に軽自動車税が課税されてしまいます。運輸支局でのお手続き後は、軽自動車税(種別割)申告書等の写しを野木町税務課へ提出し、税止め申告をお願いします。

12月は町税滞納整理強化月間です 税金・保険料は納期限内納付をお願いします

問税務課 ☎(57)4124

納税の公平と税収の確保を図るため、町税等徴収の強化に取り組んでいます。

皆様が納めた税金は、教育や福祉、ごみ処理などの公共サービス等に使われています。町では、納期内の自主的な納付をお願いしていますが、未納がある方には督促状や催告書をお送りします。それにもかかわらず未納の場合は、納期内に納付されている大多数の町民の皆様との公平性を確保するために法律に基づき財産調査等を行い、給料、預貯金、不動産などの「差押え」を行うことになります。

病気や失業など特別の事情により納期限までに納付が困難な場合は、早めに納税相談にお越しください。

税務課の窓口延長日(毎週木曜日(祝日・年末年始除く)19時まで)においても納税相談を行っていますので、日中ご来庁できない方は、ご相談にお越しください。



健康タウンのぎを目指して 104 問健康福祉課 ☎(57)4171

冬の食中毒予防 3月31日まで「栃木県ノロウイルス食中毒予防推進期間」です！

しっかり手洗い

手洗いは食中毒予防の基本です。食材を調理する際や食べる前は、必ず手を洗うことが大切です。

調理用具やキッチンは清潔に

- 十分に洗浄後、『次亜塩素酸ナトリウム液(塩素濃度200ppm)』で5分以上浸します。
(消毒用アルコールや逆性石けん(塩化ベンザルコニウム)は、ノロウイルスに対し十分な効果が期待できません。)
- 塩素消毒できない器具は、煮沸消毒します。

次亜塩素酸ナトリウム液の調製方法(6%含有の市販品を使用した場合)

消毒したい物	塩素濃度	希釈方法(ペットボトルキャップ1杯=約5ml)
まな板、ふきん	約0.01%	原液 キャップ1杯弱 + 水2ℓ
調理器具	約0.02%	原液 キャップ1.5杯 + 水2ℓ
おう吐物、床、壁	約0.1%	原液 キャップ7杯 + 水2ℓ

※次亜塩素酸ナトリウム液は、時間が経つと効果が弱まりますので、必要な時に必要な量だけ作り、作り置きをしないようにしましょう。

※誤って飲んだり、調理に使用したりしないように容器にラベルを貼り、飲食物とは確実に区別して管理しましょう。

加熱が必要な食材は、中心までしっかりと火が通るまで加熱する

中心部を85～90℃で90秒間以上

広報連絡委員レポート№.463

ひまわり会

野木地区 広報連絡委員 松本 圭司

野木小学校は昨年、創立150年を迎えました。昭和33年度に卒業した同級生が、今から29年前にゴルフを楽しむ会「ひまわり会」を発足させました。

昭和33年度の卒業生は、2クラスで男子50名、女子37名、合計87名でした。今年の野木小学校の児童数は全校で150名との事。だいぶ違いますがこの違いは何を意味するのでしょうか。重い問題ですのであまり考えないようにしたいと思います。

ひまわり会は、毎年春と秋の2回、ゴルフコンペを開催し、旧交を温め、近況を確認しあっています。今も続いており、来年は30年目になります。

竹馬の友の集まりは互に気を使う事もなく、とても楽しい時間を過ごさせてくれます。皆の年齢は今年77、8歳で世間からは後期高齢者と呼ばれていますが、誰も老いたとは思っていないようです。

詩人、サミュエル・ウルマンが『青春』という詩の中で言っています。「年を重ねただけで人は老いない。理想を失う時に初めて老いが来る」と。

人は誰でも、自分次第で青春でいられるのではないのでしょうか。年を重ねただけで若い春を放棄したくはないですね。ひまわり会のメンバーも皆、そういう気持ちでいるようです。高齢者の皆さんも、夢や理想を失うことなく、今日を楽しんで行きましょう。

「ひまわり会」のメンバーは今、「若い春」真っ只中です。そしてこれからも。